

平成 21 年 2 定 防災警察常任委員会

益田委員

私は、公明党神奈川県議会議員団として、賛成の立場から意見を発表いたします。

まず、安全防災局関係についてであります。

最初に、神奈川県犯罪被害者等支援条例についてであります。

定県第 106 号議案 神奈川県犯罪被害者等支援条例に関しましては、条例の必要性や支援計画の早期策定、そして市町村や関係団体等への働き掛けといった点に関して、これまで様々な意見を申し上げ述べさせていただいたところでございます。こうした意見を踏まえて、このたび支援推進計画案が報告され、加えて市町村や関係団体等への働き掛けも集中的に実施したとの報告を受けており、当局のこうした対応については、このことを評価、是とするものであります。

とりわけ支援推進計画については、私はこの常任委員会で述べましたとおり、なかなかの力作だと思っております。これが示されたことで、県として具体的にどのような支援をしていくかが見えてきたことは評価をいたします。

また、条例の必要性に関しては様々な議論をさせていただきましたが、犯罪被害者支援は、行政のみならず社会全体で取り組まなければならないことから、計画だけではなく、条例を制定して、県民や事業者、民間支援団体を条例に位置付け、共通認識を持って取り組んでいく必要があるという当局の説明については、私は今もって法律との関係で疑義を抱いているのでありますが、犯罪被害者の置かれた厳しい状況を考えると、県としてしっかりと支援に取り組んでいくことが、非常に重要であると思っております。

今後、犯罪被害者等の方々への理解や支援を一層広げるとともに、県民全体で犯罪被害者等を支えていく地域づくりに、県として全力で取り組んでいくことを強く求めるものであります。

次に、平成 21 年度当初予算案についてであります。

安全防災局関連の平成 21 年度当初予算案は 52 億余万円となっており、防災行政通信網整備工事、衛星系の終了を差し引いても、前年度当初予算案に比べマイナス予算となっております。このように財政状況が非常に厳しい中であって、我が党がかねてより必要性を訴えてきた業務継続計画の策定について予算化するなど、平成 21 年度当初予算案については一定の評価をするところであります。

次に、災害に備えた自衛隊との連携についてであります。本県では、東海地震や県西部地震の切迫性が指摘されており、万が一の大規模地震発生時に県民の生命を守り、被害を最小限に止めるためには、自衛隊の災害派遣部隊は不可欠の存在であります。その自衛隊が被災地で迅速かつ円滑に救出、救助活動を行うためには、日ごろから自衛隊との連携体制を強化しておく必要があります。

本県では、大規模な災害が発生した際に、自衛隊の要請があった場合、広域防災備蓄拠点などに備蓄している資機材などを提供する体制になっております。また毎年、県と市町村が実施している合同総合防災訓練などに自衛隊が参加するとともに、自衛隊が実施する図上訓練には県が参加したりしております。連携を図っていることは承知しております。いざという時に機動的に活動してもらうため、これまで以上に訓練や会議等を通じて連携を深め、顔の見える関係を築いていただくよう要望いたします。

次に、避難地として在日米軍基地の活用についてであります。現在、米軍基地内の横浜ノースドッグ、根岸や池子の住宅地区、相模原補給廠など幾つかの施設が災害時の広域避難場所に指定されておりますが、広域避難場所に指定されていない基地もあります。基地には基地としてのセキュリティの確保が重要なことは理解をいたしております。そのこと

について、基地を取り囲むフェンスの開放は難しいことは承知をいたしております。しかし、万が一の大規模災害発生時に、県民の生命を守るためには、広大な敷地を持つ基地を避難所として活用することも検討する必要があります。避難場所の確保は市町村の仕事であることは十分承知いたしておりますが、市町村が単独で行うことは難しい面もありますので、県としても地元自治体と連携をとって、大規模災害時には米軍基地を避難場所として活用できるよう開放を検討してもらおうなど、米軍に要請するよう要望いたします。

最後に、帰宅困難者対策についてであります。大規模地震災害が発生した場合、災害から避難する人たちと事業所や学校から徒歩で帰宅することが困難ないわゆる帰宅困難者が入り乱れ、非常に混雑する場所が発生し、危険な状態になることが想定されております。また、このような場合、道路が非常に混雑し、救助、復旧活動や消火活動、緊急輸送などの応急対策活動に支障が生ずるおそれがあります。そういった危険性を少しでも減らすためには、ある程度時間をずらして帰宅する時差帰宅や翌日以降に帰宅してもらおうなど、帰宅する時間をずらして分散させることについて、県民の方々に周知するだけでなく、民間企業の方々に対しても呼び掛けていく必要があります。大企業だけではなく、中小企業に対しても商工会議所連合会と定期的に連携をとるなどして、意識啓発に努めていただくよう要望いたします。

以上、県民の安全・安心確保に向け、関係機関との連携をより密にして取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、警察本部関係の諸議案について意見を述べます。

はじめに、看守勤務員の勤務環境についてであります。私がなぜ常任委員会でこの話題を取り上げたかと申しますと、看守勤務員の不適正事案が新聞に出たこともあります。各署の署長と話の中でよく話題になる問題だからであります。良いことをして留置場に入る人はいないと思います。留置場は法律に違反した人が入る場所であり、暴力団等いろいろな人が入ってくることから、わがままを言ったり暴れたりする者も数多くいるでしょうし、それらの者と24時間、同じ留置場の中で勤務しなければならない看守勤務員のストレスは並大抵のものではないと思います。そのストレスを解消してあげられるように努めるのが上司であり、ひいては組織ではないかと思っております。このことをおざなりにしたのでは、第2、第3の不適正事案が発生してしまうのではないかと心配をいたしております。

このような事案が発生すると、県民は警察に対する不信感を募らせることになり、不安感を覚えるものであります。このような中、県警察では、神奈川県警察留置業務指導員制度という新たな制度を開始し、看守勤務員などに実践的な指導、教養を行うとともに、問題がある留置を抱える警察署に、留置業務指導員3名を派遣し、3交替勤務をさせ、当該警察署の看守勤務員とともに対応させるという制度を始めたと同いました。このような制度は非常に重要なものですから、決して絵にかいたもちのような形に終わることなく、看守勤務員のストレスをためないような形で効果的に運用していただけるよう要望いたします。

また、看守勤務員の人事に関しては、ストレスがたまらないうちに早めに異動させるとともに、看守勤務員の補助的な仕事をする非常勤職員の増員要求を継続して行うよう、併せて要望いたします。

次に、免許制度についてであります。警察の仕事は、ただ役所でいすに座って机の上で事務の仕事を行ってればいいというものではなく、様々な人間とじかに接し、多種多様な事件や時には単なるわがままと言えるような要望にまで対処しなければならない仕事であります。また、24時間県民の要望に対応しているのは警察だけであり、万が一、現実にはあり得ないことだとは思いますが、例え一日でも警察がストライキをしたならば、社会全体が取り返しのつかない大きなダメージが残ることは間違いありません。このような

重責を担っているにもかかわらず、現場の警察官は、捨て犬から夫婦げんかの仲裁まで何でもかんでも対応しているのが実情であり、これでは警察がやるべき本来業務に大きな支障が出てくるのではないかと大きな不安を感じております。

私としては、現場の警察官が本来業務に専従できるようにするため、民間に委託できる業務はどんどん民間に委託させるべきではないかと考えているのですが、その中でも特に免許の更新手続については、警察の業務の軽減化と免許所有者の利便性の両面から民間に委託すべきではないかと前々から感じておりました。個人情報とか法律などの絡みで、すぐに全面的に民間委託することは困難であるということも理解しておりますが、少しずつでも問題点を解決し、風俗営業の許可や銃砲刀剣類所持等許可も含めた警察業務全体について、できるものは民間委託するという方向で検討していただけるよう要望いたします。

以上で意見の発表を終わります。